

要 望 内 容	回 答 内 容
<p>1. 雇用・労働・WLB施策 (1) 大阪雇用対策会議の充実に 実に向けて</p> <p>大阪の雇用情勢や施策の充実に向けて、「大阪雇用対策会議」を緊急的な対策時以外にも定期的に開催するよう努めること。また現在、国家戦略特別区域で労働分野の規制緩和も検討され、雇用に与える影響が十分大きいことから、「大阪雇用対策会議」を活用し、行労使で協議を行うこと。</p>	<p>大阪雇用対策会議は、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪府、大阪市、堺市、連合大阪、関西経済連合会、大阪商工会議所の公労使8者で構成され、大阪版地域戦略会議として、オール大阪での連携の下、より実効性の高い雇用対策を実施し、雇用失業情勢を抜本的に改善すべく取り組んでおります。</p> <p>これまで、雇用対策会議では、「緊急雇用対策プラン」の策定、大阪府との連携による「大阪における雇用実態把握調査」、構成機関の緊密な連携・協力による各種雇用対策事業の実施など、そのときどきの情勢や課題に対応したさまざまな取組みを実施してまいりました。</p> <p>今後とも大阪府をはじめとする関係先と連携しながら、雇用施策の充実にむけて取り組んでまいります。</p> <p>【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】</p>
<p>(2) 基金事業の終了と総括 について</p> <p>これまで実施した基金事業の総括をきめ細やかに行い、大阪の完全失業率など雇用環境は、全国と比して依然厳しい状況にあることから、何らかの形で基金事業が継続されるよう国に要望すること。とくに、介護・福祉分野は、効果的に継続できるよう、積極的な予算措置を行うこと。</p>	<p>本市においては、平成21年度より国の緊急雇用創出事業を活用し、ジョブアタック事業をはじめ、雇用の創出・拡大に向け取り組み、一定の成果もあげてきました。</p> <p>しかし、失業率や有効求人倍率は改善傾向を示すとともに、名目賃金も上昇傾向にあります。大阪の平成26年7月～9月の完全失業率は、全国ワースト3と依然として高く、非正規雇用数が増加するなど、厳しい状況となっています。</p> <p>こうした中、さらなる雇用の拡大と処遇改善をめざし、平成26年11月に補正予算を組み、平成26年度から平成27年度にかけて実施する事業として、介護・医療分野における安定就職に向けたマッチング事業などに取り組んでいるところです。</p> <p>国に対する要望については、これまでも指定都市などと連携して、「緊急雇用創出事業の継続・拡充」を求める要請などを行ってきました。平成26年12月にも現行の緊急雇用創出事業が、原則として平成26年度が事業周期になっていることから、「緊急雇用創出事業などの継続・拡充や正規雇用、長期的な雇用につながる効果的な交付金制度とすること」などを求め、指定都市市長会として国に対して緊急要請を行ってきました。</p> <p>【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】</p>
<p>(3) 産業・教育政策と一体となった人材育成 について ① 「大阪産業人材育成戦略」の充実</p> <p>「大阪産業人材育成戦略」</p>	<p>本市では、「大阪産業人材育成戦略」平成26年度アクションプランにおいて、戦略の柱である「成長産業を担う人材、企業のイノベーションを促進する人材の育成・確保」として、若年者の就職支援事業である「ジョブアタック事業」や「若者の企業マッチング事業」をはじめ、経済戦略局や教育委員会等も含めた関係各局の関連事業を掲載し、各事業の進</p>

<p>については、数値目標を設定しているアクションプランについて検証し、着実なフォローアップを行うこと。また、広範な事業でもあることから、最優先事業を設定し、実行に向けたフォローアップを着実に、より丁寧に行っていくこと。</p>	<p>捗と数値目標の達成状況の把握に努め、アクションプランの実現に向けた検証を行っております。</p> <p>今後も、この戦略の着実な推進と実現に向けて、大阪府との協力の下、各事業を進めてまいります。</p> <p>【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】</p>
<p>②市立工業高校の整備</p> <p>ものづくりの技術を学ぶ市立工業高校に対して、設備の充実を図ること。とくに老朽化が激しいところは、優先的に改善を図ること。</p>	<p>産業教育に必要な設備につきましては、関係部署や学校と連携し、学習指導要領及び台帳基準等に基づき、必要な設備を整備してまいりたいと考えております。</p> <p>【教育委員会事務局 総務部 施設設備課】</p> <p>【教育委員会事務局 指導部 高等学校教育担当】</p>
<p><u>(4)最低賃金の引き上げと法遵守について</u></p> <p>大阪府地域最低賃金は、時間額838円となったが、雇用戦略対話で確認された全国平均1000円、もしくは連合大阪リビングウェイジ水準（時間額990円）へ早期に到達できるように、中小企業への支援施策を関係機関と連携し強化を図ること。またワーキングプア（働く貧困層）が社会問題となっていることから、国や労働局に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障しうる金額水準まで引き上げる旨を明記した、意見書等の採択を検討すること。一方、最低賃金を下回る企業求人が見受けられることから、法違反について労働基準監督署とも連携を図り、適切な措置を講じること。</p>	<p>最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表で構成された「最低賃金審議会」が、賃金の実態調査結果など各種統計資料を基に、公正かつ自主的に行う審議によって出された意見（答申）を尊重して、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が決定（改定）することになっており、現在大阪の最低賃金は838円（26年10月5日改正）です。</p> <p>今後とも大阪府をはじめとする関係先と連携しながら、安定した賃金の確保と公正な処遇が実現された労働の充実・強化に取り組みます。</p> <p>【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】</p>
<p><u>(5)地域での就労支援事業強化について</u></p>	<p>本市ではこれまでから、「就職に向けた支援が必要な人」に重点を置いて取組を進めており、「地域就労支援事業」や「しごと情報ひろば」での</p>

<p>就職困難層に対する地域就労支援事業について、市町村の事業実績を検証し「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業を推進すること。また相談対応等について事例集を作成し、適宜情報交換を行い、効果的な体制を構築すること。さらに、地域での活動強化の観点から「地域労働ネットワーク」を活用し、地域における労働課題の集約から具体施策に反映すること。</p>	<p>職業相談・職業紹介をはじめさまざまな事業を実施することで、就職に向けた支援を行っています。また、受託事業者からの報告書やアンケートなどをもとに、より効果的な事業となるよう努めております。</p> <p>「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」へは、地域ブロック会議に職員が参加し、府・市町村と連携し情報交換を行っており、これらの就業支援事業をより効果的・効率的に実施するための参考としております。また、コーディネーター部会へは大阪市地域就労支援センターの相談員が参加し、他の市町村の相談員との交流や情報交換を行い資質の向上に努めています。</p> <p>今後も「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」や「大阪市地域労働ネットワーク推進会議」に積極的に参加・協力し、そこで提供される事業実施の報告や参考資料などを活用することにより、「就職に向けた支援が必要な人」の就業を支援する「地域就労支援事業」を効果的に実施するよう努めてまいります。</p> <p>【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】</p> <p>ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本とし、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、自立支援センターへの入所を図り、生活習慣の改善、心身の回復とともに、アセスメントを行い、個々の就業ニーズや職業能力に応じた支援プログラムを設定して各種施策を活用し、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。</p> <p>具体的には、次のような取り組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援センターでは、市内の公園・道路等で起居するホームレスのうち、就労意欲・能力がある方に対して、宿所及び食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定所との連携のもとで、職業相談・職業紹介等を行うことにより、入所者の就労による自立促進を支援するとともに、疾病等により、就労自立が困難な方は居宅保護や福祉施設入所、医療機関入院等、個人の状況に応じた支援を行います。 ・自立支援センターの就労退所者に対し、アフターケアとして職場定着指導を行い、再び失業するような場合にも、自立支援センターにおける職業相談機能を活用し、再野宿を予防するための支援を行います。 ・また、国のホームレス等就業支援事業を活用し、求人情報の提供や請負仕事の依頼を行うなど、民間事業者の協力を得ながら就労機会の拡充に努め、自立支援センターの入所者、あいりん地域の高齢日雇労働者及び住居喪失不安定就労者に対する就業支援等を行います。 <p>【福祉局 生活福祉部 自立支援課】</p> <p>大阪市では、母子家庭の母等の就業を支援するため、母子・父子</p>
--	--

	<p>福祉センター大阪市立愛光会館において、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施しています。同センターでは、雇用先の開拓とともに、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施や無料の職業紹介など一貫した就業支援サービスを行っております。</p> <p>また、より身近な地域で、きめ細かで継続的な就業相談を実施するため、各区保健福祉センターにおいて、週2回、ひとり親家庭サポーターによる専門の就業相談窓口を開設しております。さらに、窓口開設日以外のニーズに対応するため、訪問相談を実施しております。月末には、ひとり親家庭サポーター会議を開催し、相談対応の事例等について情報交換を実施し、情報共有を図り、より効果的に支援できるよう努めております。</p> <p>ひとり親家庭の自立を支援するため、公共職業安定所をはじめとした各種関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた就業支援を推進してまいります。</p> <p>【こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課】</p>
<p><u>(6)生活困窮者自立支援の充実・強化について</u></p> <p>生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されることから、これまで実施されたモデル事業や就労・生活支援を行っている民間団体などノウハウを参考にし、個々人の生活困窮者の事情や状況にあわせて、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援が有効に機能させること。とくに福祉および就労に関係する部署が連携し、生活困窮者自立支援事業体制の充実を図ること。</p>	<p>本市では相談窓口（自立相談支援機関）を各区に設置し、生活困窮者が抱える課題が複雑化・困難化する前に早期に自立に向けた支援を行います。</p> <p>なお、支援にあたっては、自ら適切なサービスにアクセスすることの困難な方を含む生活困窮者を、地域の社会資源や住民等の参画を得ながら、必要に応じてアウトリーチを含め早期に把握し、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域の企業や団体等、民間の関係機関と連携しながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援してまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部 自立支援課】</p>
<p><u>(7)メンタルヘルスやハラスメントの相談機能強化と法違反企業対策について</u></p> <p>連合大阪や大阪府総合労働事務所、大阪労働局に寄せられる労働相談で、「職場のいじめ・嫌がらせ」に関するハラスメント相談が近年急増している。また、職場にお</p>	<p>国では、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において悪質な企業に対する対応策を強化するとこととし、同年9月を「過重労働重点監督月間」として全国的に電話相談に取り組むとともに事業所への立ち入り調査等を行いました。</p> <p>大阪労働局においても、電話相談や労働相談をもとに疑いのある958事業所を対象に立ち入り調査を実施し、平成25年12月に賃金不払いなどの法令違反が判明した734事業所に対して是正勧告が行なわれたところです。</p> <p>また、平成26年9月から取組み強化の一環として、平日夜間・土日に</p>

<p>けるメンタルヘルスの問題も増加していることから、予防対策や早期発見による適切な指導等が行えるよう相談機能を強化するとともに、労働基準監督署と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。</p> <p>さらに、長時間労働の強要や強制的残業代のカットなどの法違反を行う悪質な企業が社会問題となっていることから、相談を通じてそのような疑いがあれば、労働基準監督署とも連携し、適切な施策を講じること。</p>	<p>違法な時間外労働など、労働基準関係法令に関する問題について無料で電話相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を開設するなど相談体制を強化しています。</p> <p>さらに、10月からは就職活動中や就職が内定している方など、これから就職する若者を対象に、労働基準関係法令の知識を身につけるセミナーを全国の大学などで開催されています。</p> <p>本市といたしましても、引き続き関係先と連携を強化し、安心して働ける職場環境の確保に向け「情報誌」に相談窓口の記事を掲載するなど啓発に努めるとともに、「しごと情報ひろば」における職業相談等を通じて適切な助言や情報提供等に努めてまいります。</p> <p>【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】</p>
<p><u>(8) 仕事と生活の調和推進に向けて</u></p> <p>女性の雇用状況で、とくに大阪は、出産・子育て期に低下するM字カーブの谷が全国平均より深いのが、女性全体で見ると就業希望者は全国平均より高くなっている。そこで、大阪府で取り組んでいる「男女いきいき・元気宣言」登録事業者を増やす取り組みを強化し、労働局と連携し「くるみん」マークの認定について、引き続き企業へ周知すること。</p>	<p>大阪市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「大阪市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年1月から施行しております。</p> <p>また、本条例に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年を計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画—大阪市男女きらめき計画—」を平成18年3月に策定し、平成23年3月に改訂いたしました。</p> <p>計画後半期(平成23年度～平成27年度)の重点的取り組みとして、「仕事と生活の調和」等を掲げており、啓発冊子、リーフレット、啓発パネル等の啓発資料等を作成するとともに、男女共同参画情報誌「クレオ」やホームページなどにおいて、仕事と生活の調和にかかわる情報発信を行っております。</p> <p>平成25年7月には、女性はその能力を十分に発揮し、いきいきと活躍するため、「女性の活躍促進プロジェクトチーム」を設置し、平成26年11月に「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を策定いたしました。策定したアクションプランに基づく取組みを26年度～28年度の3年間にわたり総合的かつ集中的に推進するため、平成26年12月に「女性の活躍促進統括本部」を新たに設置し、具体的な施策を実行してまいります。</p> <p>平成26年10月に開始した「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証事業」では、大阪労働局や、大阪府の「男女いきいき・元気宣言」とも連携をしつつ、女性の登用や女性が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を認証するなど、就労の場における働く女性を支援していくこととしております。</p>

<p>2. 経済・産業・中小企業施策</p> <p><u>(1) 関西イノベーション国際戦略総合特区の発展に向けて</u></p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区を核に、規制の特例や財政・税制・金融などの支援と、「北大阪地区」「夢洲・咲洲地区」「大阪周辺地区」「阪神港地区」「関西空港地区」のエリア特性を生かし、日本の国際競争力の強化に向けて、国や府と連携して、産業基盤を活用し、企業有利、イノベーション創出や産業集積・活性化に取り組むこと。</p>	<p align="center">【市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課】</p> <p>これまで、「関西イノベーション国際戦略総合特区」では第11次総合特区計画までで49プロジェクトの認定を受け、関西6自治体（京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市）をはじめ、関西の産学官が連携し、着実に各種特区事業を推進しております。</p> <p>また、本市では、市内の「関西イノベーション国際戦略総合特区」における地方税を最大ゼロにするインセンティブ制度を平成24年12月に導入し、平成26年12月末現在で9件の事業計画を認定しております。</p> <p>さらに、大阪府と合同で「大阪特区プロモーションセミナー」を大阪と東京において開催し、企業等に対して、特区内での税制優遇や規制緩和措置等のさまざまなメリットなど、総合特区制度やインセンティブ制度のプロモーション等を進めているところです。</p> <p>今後とも、総合特区制度や地方税が最大でゼロとなるインセンティブ制度を活用し、環境・新エネルギーやライフサイエンスなどの成長産業分野の企業等のさらなる集積を図ってまいります。</p> <p align="center">【経済戦略局 立地推進部 立地推進担当】</p>
<p><u>(2) 企業の流出防止と創業支援について</u></p> <p>大阪府では2011年に引き続き、本社転出企業数が転入を上回り、前年を超える企業が移転していることから、市町村でも本社や事業所移転を食い止める大胆な企業立地補助や優遇税制施策を講じ、企業の流出防止と参入の促進から経済の活性化をはかること。また、大阪府における事業所の開業率も2.9%と低水準であることから、市町村でも創業・操業支援施策を充実させること。</p>	<p>本市では、在阪企業の本社機能流出対策として、大阪を本拠として活動する主要企業との関係を構築し、企業が抱える課題や要望に対応することによって、大阪で継続的に活動してもらえ環境づくりを目指すため、経済戦略局を中心として企業訪問やメールマガジン等による情報発信を実施しております。</p> <p>また、市内企業の取引機会の拡大及び新産業の育成・振興、雇用機会の創出など、大阪経済の活性化に資することを目的に、大阪府、大阪商工会議所等経済団体とも連携しながら、国内外企業の誘致活動を積極的に進めております。</p> <p>今後とも、関係機関と連携し、国内外への積極的なプロモーション活動を行うとともに、環境・新エネルギーやライフサイエンスといった重点分野を対象とした「関西イノベーション国際戦略総合特区」のインセンティブ制度を活用するなどにより、企業等の本社や工場、研究施設の集積促進に努めてまいります。</p> <p>創業等の支援について、本市では、中小企業支援センターである大阪産業創造館において、経営相談室（あきない・えーど）を設置しており、創業や中小企業が抱える各種経営課題に関する様々なご相談に応じるほか、創業準備拠点「立志庵」を設置するなど、各種支援施策を実施しています。</p> <p align="center">【経済戦略局 立地推進部 立地推進担当】</p> <p align="center">【経済戦略局 産業振興部 企業支援課】</p>

<p><u>(3) 観光産業の活性化について</u></p> <p>来阪外国人旅行者数が2013年目標値を上回るなど、大阪観光局が掲げた事業目標に対して成果はあがっているが、案内所の増設および案内員の増員、多言語標記への対応など、府や他の市町村と連携して、国際都市大阪に向けての施策を発展させること。また、外国人向け府域Wi-Fiの環境整備や、観光施設発展のための税制優遇なども推進すること。</p>	<p>府市共通の戦略である「大阪の観光戦略」により、大阪観光局において、海外からの集客力向上をめざした各種事業を展開しており、2013年の来阪外国人旅行者数の目標260万人に対し262万人の方が大阪を訪問され、2014年においても順調に増加している状況であります。</p> <p>2014年（平成26年）度よりビジターズ・インフォメーションセンター（観光案内所）を海外からの観光客の多い梅田と難波に集約し、特に難波においては案内員の増員を行っています。</p> <p>また、来阪された観光客の方がスムーズに目的地へ辿りつけるように市内に設置している観光案内板は多言語表記をしており、盤面の更新についても定期的に行い、より最新の情報提供を行っています。</p> <p>さらに観光資源や観光情報を満載した「大阪観光局公式ガイドブック」をはじめとした独自のPRツール、ホームページ「OSAKA-INFO」及びFacebookやTwitterなどのSNSを利用し、府や市町村情報を多言語により発信することで国内外の観光客に大阪の都市魅力が直接伝わるよう努めています。</p> <p>大阪を訪問する外国人観光客の方へのインターネット接続環境の提供サービスとして、無料Wi-Fi環境の整備拡大を図るとともに、観光施設等の「OSAKA-INFO」掲載や戦略的・効果的なプロモーションを展開し、大阪の都市魅力の創造・発信による集客力強化並びに観光施設等の発展を目指し、国内外に広く周知・PRに努めています。</p> <p>今後とも引き続き、大阪観光局による大阪の観光魅力の発信の強化や情報提供サービスの充実により、戦略的に観光集客を推進してまいります。</p> <p>【経済戦略局 観光部 観光担当】 【経済戦略局 観光部 観光施策担当】</p>
<p><u>(4) 中小企業の積極的な支援について</u></p> <p>中小企業の経営基盤を強化し、中小企業が保有する技術・技能を活用することがものづくりの維持・強化と雇用の確保につながることから、技術・技能の伝承が行える施策を構築すること。そこでM O B I O（ものづくりビジネスセンター大阪）積極的に活用するとともに、また「ものづくりB2Bネットワーク」による企業紹介件数は順調に増加していることから、成</p>	<p>本市では、中小企業支援センターである大阪産業創造館において、経営相談室（あきない・えーど）を設置し、中小企業が抱える各種経営課題のご相談に応じるほか、ものづくり企業における経営力の強化に焦点をあてたセミナーなどを開催し、中小企業ニーズに沿った支援施策を展開しております。</p> <p>また、大阪市立工業研究所においては、技術相談や依頼試験分析、受託研究などを通じて中小企業の技術的な諸課題の解決や新たな技術・製品開発等の支援を行っております。</p> <p>さらに、中小企業で働く優秀な技能者を表彰する「大阪市中小企業技能功労者表彰」や、人材確保をめざす企業と工業高校の進路担当者等との交流会も行うなど、中小企業の技術・技能の伝承に繋がる様々な施策を実施しております。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 地域産業課（工業担当）】 【経済戦略局 産業振興部 企業支援課】</p>

<p>立・成約件数を可能な限り把握し、以降の事業展開につなげていくこと。</p>	
<p><u>(5) 中小・地場企業への融資制度の拡充について</u></p> <p>中小企業向け融資制度の実績状況を勘案し、制度の見直しも視野に含め、有効かつ実効性を高める制度にするため、必要な対策を講じること。また、制度を変更する場合は、変更内容を当該の中小企業に対し、速やかに伝えること。</p>	<p>本市では、平成26年度より、府市で重複している制度融資については大阪府に一元化し、市独自の制度融資として厳しい経営環境にある小規模企業向けに「経営支援特別融資」を実施しております。</p> <p>「経営支援特別融資」の実施にあたっては、中小企業者への貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。</p> <p>また、本市の制度融資について制度内容等を変更する際には、本市ホームページ、制度融資取扱金融機関及び区役所などを通じて、速やかに周知しております。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 金融課】</p>
<p><u>(6) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について</u></p> <p>市町村において、総合評価入札制度の導入が進んでいない状況にある。早期に拡充できるよう、取り組みを強化すること。また、公契約条例ならびに公共サービス基本条例の制定にむけた取り組みを推進すること</p>	<p>最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。</p> <p>一方で、本市の契約においては、業務委託の入札の方法として、雇用の確保をはじめ環境への配慮など価格以外の要素を考慮しつつ、最も有利な相手方を落札者とする総合評価一般競争入札制度を一部導入することにより、政策課題の解決に寄与するとともに、ダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果をあげているところです。</p> <p>また、より一層の施策の推進とダンピング受注の防止及び品質確保を図るため、平成26年1月1日以降契約分からは、その適用範囲をさらに拡充し、原則として予定価格1,500万円以上の庁舎清掃業務委託契約及び病院清掃業務委託契約とする方針を定めています。</p> <p>今後とも、公契約に関する国の動向も注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。</p> <p>【契約管財局 契約部 契約制度課】</p>
<p><u>(7) 下請取引適正化の推進について</u></p> <p>中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然として高くなっている。下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。とくに本年は消費増税があり、価格転嫁をさせない取引</p>	<p>本市では、親事業者を対象に、文書により下請中小企業への発注業務量の拡大と下請取引の適正化のよびかけを定期的に行っております。</p> <p>また、大阪産業創造館の経営相談室（あきない・えーど）では、中小企業診断士等の相談員が常駐して、下請中小企業の相談に応じ、相談内容によっては、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家による専門相談（事前予約制）も行っております。</p> <p>今後も、近畿経済産業局等の関係機関との連携や情報交換等に努めてまいります。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 企業支援課】</p>

<p>先企業も見受けられ、来年も消費増税が予定されていることから、公正取引の確保に向けて関係省庁と連携をはかり、より一層厳しく行政指導にあたること。</p>	
<p><u>(8) 非常時における事業継続計画(BCP)について</u></p> <p>事業継続計画(BCP)については、東日本大震災以降注目を集めているが、中小企業への普及率がまだまだ低い状況にある。専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、広く周知・徹底すること。また未策定の市町村は、早急に策定へ向けた取り組みを行うこと。</p>	<p>業務継続計画(BCP)については、大規模災害発生時に災害対応を行いつつ、通常業務を速やかに回復させるために、どのように対応していくかを示すべきものであり、地域防災計画に定める災害応急対策と通常業務のうち優先して実施すべき業務を合わせた、非常時優先業務を継続もしくは早期復旧できるよう作成するものであります。</p> <p>本市では、現在、南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた業務継続計画(BCP)の策定に向け取りくんでいるところであります。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p> <p>本市では、大阪産業創造館を通じて、中小企業に対する各種支援事業を実施しており、経営に関するセミナーや交流会、また社会ニーズやトレンドに関する情報発信を行っております。</p> <p>その一環として、BCP関連のセミナーを開催するほか、経営相談室(あきない・えーど)におきましても、BCPに詳しい専門家が相談に応じており、今後も引き続き、こうした支援事業を通じて広く周知等に努め、中小企業の取組みの促進につなげてまいります。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 企業支援課】</p>
<p><u>(9) 統合型リゾート施設誘致の慎重な検討について</u></p> <p>現在、カジノを含む統合型リゾート(IR)の設置をめざした「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」が、審議の途中となっている。大阪もこの施設誘致に名乗りをあげて舞洲・咲洲などのベイエリアが候補地に挙げられているが、賛否両論が根強くあるため、広く市民の声に耳を傾け、より慎重な検討を重ねること。</p>	<p>大阪市は、これからの時代にふさわしい都市型エンターテイメントという視点で、統合型リゾート(IR)の検討を行うために設置した「大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」へ参画するとともに、府域の自治体としてIR立地の適地性等について検討を行ってきました。</p> <p>また、IR推進法が国会に提出された平成25年12月には、大阪府知事を本部長、大阪市長を副本部長とする「大阪府市IR立地準備会議」を設置し、大阪府、大阪市が連携した検討体制を構築するなど、各種取り組みをすすめております。</p> <p>IRの立地に向けては、大阪・関西全体への経済効果の波及が期待できる一方で、本市としてもカジノ施設の設置に際しての懸念事項に対するセーフティネットの構築について検討する必要があると認識しており、また、大阪府がとりまとめた「基本コンセプト案」や、先に開催した「大阪府市IR立地準備会議」においても、その必要性が確認されております。</p> <p>IRの立地については、国における法制化や、市民・経済界の理解が前提であることから、国の動向を注視しつつ、本市としても、国に対して万全のセーフティネットを講じるよう強く働きかけるとともに、大阪</p>

	<p>府と連携を図りながら、セーフティネットの構築も含めて、I Rについてのメリット・デメリットの議論を深めてまいります。</p> <p>* 統合型リゾート：一般に、会議・展示施設、ホテル、ショッピングモール、レストラン、劇場、アミューズメントパーク、カジノ等が一体となった複合観光集客施設と定義される。</p> <p>* I R推進法：特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律で、超党派の「国際観光産業振興議員連盟」において検討が行われ、平成25年12月5日に同法案が国会に提出された（衆法）が、平成26年11月21日に衆議院の解散に伴い廃案となった。</p> <p>【経済戦略局 立地推進部 立地推進担当】</p>
<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策</p> <p>(1) 地域医療の拡充について</p> <p>① 医療提供体制の確保</p> <p>2013年に策定された大阪府保健医療計画が中間年となる。保健医療福祉の一次サービスを担っている市町村の役割は重要であることから、5疾病(ガン・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神)、4事業(救急医療・災害医療・周産期医療・小児救急を含む小児医療)及び在宅医療の2017年度設定目標値に到達できるよう、着実に取り組みを進めること。</p>	<p>大阪府保健医療計画では、保健医療提供体制を確保するにあたり、5疾病4事業および在宅医療の分野について、それぞれの医療機能を明示するとともに、取り組み方向および目標を定め、PDCAサイクルを効果的に機能させながら取り組みを進めております。</p> <p>平成25年に策定した大阪府保健医療計画が中間年となることから、施策に関連する事業の進捗や目標の達成度について把握・分析を行い、平成29年度において目標が達成されるよう、評価及び見直しを行います。</p> <p>具体的には平成27年度時点における進捗状況等を評価し、各保健医療協議会（東・西・南・北）において報告を行うとともに、学識経験者等から意見を伺い、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析し、必要に応じて施策の見直しをはかることで計画のPDCAサイクルが有効に機能するよう、関係団体と連携し、取り組みを進めてまいります。</p> <p>【健康局 健康推進部 健康施策課】</p>
<p>② がん検診率の向上</p> <p>大阪府民のがん検診率は、全国的にも低い水準にあり、胃がん、肺がん、大腸がんについては子宮がん、乳がんよりも低い受診率である。市町村として受診率を上げる効果的な「組織型検診体制」を確立するための予算措置を講じること。</p>	<p>組織型検診とは、検診の対象者を正確に登録した名簿をもち、明確に定められたガイドラインなどに従って総合的に管理して行われる検診でございます。具体的には、受診対象者の正確な名簿を作成し、名簿に基づき受診勧奨を行い、精度管理されたがん検診を実施し、結果を正確に管理し、精密検査の必要な人がきちんと検査を受けているか、治療に結びついているかを確認していく一連の流れに加えまして、各種の指標によります検診の有効性の評価全体を指しております。</p> <p>英国あるいは北欧におきまして、乳がん、子宮頸がんを導入され受診率を7割以上に引き上げ、死亡率の減少などの効果が得られております。日本におきましては、医療保険制度の相違などによりまして英国や北欧の例はそのまま適用できませんが、専門家の間では、がん検診として目指すべき方向とされております。</p> <p>大阪府におきましては、住民基本台帳と連動したがん検診の受診者名</p>

	<p>簿の作成や、がん登録に基づきますがんの把握、統計資料の作成などを推進しておりますが、このうちがん登録につきましては、既に本市も府と連携して取り組みを進めております。</p> <p>本市といたしまして、今後、住民基本台帳と連動した受診者名簿の整理につきましては、具体的な手法、経費など、より有効な導入方法につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>【健康局 健康推進部 健康づくり課】</p>
<p>③不妊症・不育症の経済的負担軽減</p> <p>2014年4月より不妊治療への助成対象範囲が一部変更され、2016年4月からは助成回数が増えるなど新制度に移行される。経済的負担が大きいため、広く住民に周知すること。また、流産や死産を繰り返す不育症治療助成事業についても予算措置を講じること。</p>	<p>本市では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精や顕微授精などの医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する事業を、国の基準に基づいて平成16年度から実施しております。新制度については、平成26年度より新規に助成を受ける40歳未満の方に一部適用し、平成28年度より、すべての方が新制度へ移行します。新制度への移行に際しては、各区保健福祉センター及び指定医療機関において新制度についての周知ビラの配布や、本市ホームページへの掲載など広く住民に周知することに努めています。</p> <p>不育症治療につきましては、不育症で悩むご夫婦にとって経済的負担が大きな状況となっており、国において平成24年1月からへパリンカルシウム製剤の在宅自己注射について保険適用が開始されるなど、改善が図られています。また、不育症治療の有効性・安全性及び保険適用について、厚生労働省において研究がなされており、本市としましては、こういった状況を踏まえ、不育症についての国等の動向を注視してまいりたいと考えております。なお、大阪府不妊専門相談センターにおいて不妊・不育にまつわる電話相談が行われており、市民の方が利用していただくことが可能となっております。本市では、専門的窓口を設けておりませんが、各区保健福祉センターにおいて上記専門相談窓口の紹介や健康相談を行っております。</p> <p>専門相談窓口としては、大阪府不妊専門相談センターにおいて不妊・不育にまつわる電話相談が行われており、市民の方が利用していただくことが可能となっております。本市では、専門的窓口を設けておりませんが、各区保健福祉センターにおいて上記専門相談窓口の紹介や健康相談を行っております。</p> <p>【こども青少年局 子育て支援部 管理課】</p>
<p><u>(2)医療・介護サービスの連携と強化について</u></p> <p>①地域包括ケアシステムの構築</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するため、地域包括ケアシステムの普</p>	<p>国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しています。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域の自主性や主体性に基つき、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサ</p>

<p>及・定着を進めるとともに、地域包括支援センターの機能と役割を強化すること。</p>	<p>サービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者や家族に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とする必要があります。</p> <p>本市においては、これまで平成24年度から26年度を計画期間とする第5期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、「高齢者の地域包括ケアの推進」を重点施策と掲げ、介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、様々な生活支援が切れ目なく提供されるようにするための取り組みを進めてきたところです。</p> <p>一方、地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を担っており、高齢者やその家族、ケアマネジャーからの介護、福祉、保健に関する相談・支援などを行っています。</p> <p>本市における地域包括支援センターの設置については、きめ細かなニーズ把握とそれに対応する支援ネットワークを構築できるよう、高齢者人口概ね1万人に1か所となるよう増設を行い、その人員については介護保険法施行規則に定められた基準を基に、地域特性等を勘案し配置しているところです。</p> <p>現在策定中の平成27年度から29年度を計画期間とする第6期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、「高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築」、「地域包括支援センターの運営の充実」を重点な取り組みとして位置付けており、引き続きサービスの充実と機能強化に努めてまいります。</p> <p>【福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課】</p>
<p>②介護サービス事業者等に対する指導・監査の連携強化</p> <p>2011年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」が、2014年度までの間介護報酬への円滑な移行に向けて「介護職員処遇改善加算」として創設されている。介護サービスに従事する介護職員の賃金改善効果を継続する観点から創設されたものであることから、介護サービス事業者等の不正な取り扱いがないよう厳正な指導・監査を強化すること。</p>	<p>大阪市では平成26年度から指導・監査体制の強化を図り、介護サービス事業者等の不正等に対し、機動的な対応を行うとともに、6年に1度を目途に、各事業所に対する実地指導を計画的に実施しており、今後も厳正に対応してまいります。</p> <p>なお、介護職員処遇改善加算につきましても、算定要件、賃金改善状況等の確認を行っております。</p> <p>【福祉局 高齢者施策部 介護保険課】</p>
<p>③認知症対策の強化</p>	<p>本市では、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポー</p>

<p>「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を推進する上で、地域での受け入れ体制を充実・強化するとともに、認知証サポーターやキャラバン・メイトの養成数が大阪府内総人口の割合に対して比率が低いことから、取り組みを強化し住民へ周知すること。併せて、本人の権利が守られ、法律的に支援するための成年後見制度についても広く周知すること。</p>	<p>「認知症サポーター100万人キャラバン事業」の一環として、平成19年度から認知症サポーターの養成を進めてきました。平成26年度末までに8万人の養成を目標に取り組んできましたが、平成25年度末には、既に目標を達成し93,198人のサポーターが誕生しました。</p> <p>現在、新たな目標の策定に向け準備を進めており、今後とも認知症サポーター養成に取り組むとともに、認知症の方やその家族の抱える課題を早期に把握し、サポーターやサポーターを養成する講師役であるキャラバン・メイトが、見守り支援や関係機関へのつなぎに関わる仕組みなど、地域の中で活躍する機会の充実に取り組んでまいります。</p> <p>【福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課】</p> <p>本市では、平成19年度より「大阪市成年後見支援センター」を設置して、成年後見制度に関する専門相談や家庭裁判所への申立ての支援を行うとともに、成年後見制度にかかる広報・啓発事業を実施しています。</p> <p>また、認知症や知的障がい、精神障がい等により、成年後見制度の利用を必要としている方が的確に制度を利用できるよう、地域において相談・支援を行う事業所の相談員のための研修会も実施しているところです。</p> <p>今後とも、成年後見制度の普及・啓発のための事業を引き続き実施してまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部 地域福祉課】</p>
<p>④認知症行方不明者対策</p> <p>認知症の行方不明者の増加が社会問題化している。自治体や警察、民間支援組織などが連携した地域での見守り活動や、行方不明者の情報共有ができる都道府県警察間での自治体を越えたネットワークづくりを進めること。また、医療機関や地域と連携した認知症患者を24時間体制で介護する家族へのサポート体制を整備すること。</p>	<p>徘徊等による行方不明高齢者の問題については、本市としても重要な課題であると認識しております。</p> <p>認知症高齢者が地域の中で安心・安全に暮らし続けられるように、警察や区役所等の公的機関をはじめ、地域の多様な協力者が普段の見守りのなかで行方不明になることを未然に防ぎ、万が一、徘徊等による行方不明者が発生した際には、行方不明者の情報を共有し、連携協力しながら早期発見・保護につなげるためのネットワークの構築に向けて、関係機関と調整を図りながら、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課】</p>
<p>⑤総合的な介護支援制度の維持</p> <p>医療介護総合確保推進法の成立に伴い、介護予防給付</p>	<p>今般の介護保険法改正に伴い、予防給付の訪問介護及び通所介護については、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「新しい総合事業」へと移行することとなり、既存の介護サービス事業者によるサービスに</p>

<p>の一部が市町村事業に移行することとなる。要支援者のサービス水準の低下につながるよう、保険給付と同様なサービスを保障すること。また、来年4月以降、特別養護老人ホームへの新規入所が「要介護3～5」の人に限られ、入居待機者や介護難民が増える恐れがあることから、早急に救済策を講じること。</p>	<p>加え、ボランティア、NPO、民間企業などの多様な主体によるサービスの提供が可能となります。実施時期については、平成29年4月までにすべての市町村において移行することとされており、平成26年11月に国からガイドライン（案）が示されたところです。</p> <p>国においては、このガイドライン（案）に対する各都道府県・市町村からの意見・質問を受け、必要な修正等を行ったうえで、平成26年度内に「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」として取りまとめることとしており、本市としましては、新しい総合事業への移行後も、要支援者の状態にあった適切なサービスを提供できるよう、今後示される「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」を踏まえ制度設計を行ってまいります。</p> <p>【福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課】 【福祉局 高齢者施策部 介護保険課】</p>
<p><u>(3) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について</u></p> <p>① 障がい福祉の総合的な取り組み</p> <p>第3期大阪府障がい福祉計画が今年度で終了する。市町村における数値目標及びサービスの見込量の達成度合を検証し、次期計画の達成が図れるよう大阪府と連携し対策を講じること。</p>	<p>現在、大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び大阪市障がい福祉計画の次期計画の策定作業を進めているところであり、今後も大阪市障がい者施策推進協議会における審議、市民の方や関係団体の皆様などからのさまざまなご意見、国や府の情勢などを幅広く踏まえながら進めてまいります。</p> <p>【福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課】</p>
<p>② 障がい者への虐待防止・予防</p> <p>2012年度における障がい者福祉施設従事者、養護者及び使用者による障がい者への虐待について、大阪府及び市町村への相談・通報・届出件数が約540件となっている。虐待が疑われる家庭・施設への立ち入り調査による虐待の予防や早期発見に努めるよう、大阪府と連携し障がい者と養護者に対する支援措置を講じること。</p>	<p>平成24年10月に施行された障害者虐待防止法においては、市町村が、障がい者虐待の通報及び届出の受理を行い、障がい者の安全の確認や通報・届出に係る事実の確認のための措置を講ずることと規定されています。</p> <p>本市では、養護者による虐待については、各区役所及び各区障がい者相談支援センターが通報や届出の受理を行っており、障がい者及び養護者に対して虐待の事実確認を行い、障がい者の安全確保と養護者の支援に努めておりますが、事実確認の調査において、障がい者の生命・身体に重大な危険が生じている恐れがある場合には、各区役所において立入調査の権限の行使を行っているところです。</p> <p>施設従事者等による虐待においては、福祉局障がい者施策部障がい福祉課が虐待の通報又は届出の窓口として、障がい者虐待の担当者が虐待の事実確認を行い、社会福祉法や障害者総合支援法、その他関係法令による権限を適切に行使して対応を行っております。</p> <p>また、使用者による虐待においては、福祉局生活福祉部地域福祉課が</p>

	<p>虐待の通報や届出を受理して事実確認を行い、虐待の事実が認められた事案や大阪府と共同して事実確認を行う必要がある事案については、大阪府に報告して対応を行うこととしています。</p> <p>今後とも、障がい者虐待の予防、早期発見のため、ポスターやリーフレット等による広報・啓発活動を行うほか、地域での連携協力体制の整備のため、障がい者虐待防止連絡会議を開催するなど、引き続き、障がい者虐待防止の取り組みを推進してまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部 地域福祉課】 【福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課】</p>
<p><u>(4)子ども・子育て支援新制度への移行について</u></p> <p>2015年度からスタートする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、ニーズ調査結果を踏まえ、新制度前の保育時間・質を新たな負担なく保障される計画となるよう策定すること。また、すべての子どもに育成環境を保障することや、待機児童の解消、放課後児童クラブの充実、保育士・幼稚園教諭などの処遇改善策について明示され、利用者負担の軽減を図る適切な公定価格を設定すること。</p>	<p>子ども・子育て支援に関するニーズ調査につきましては、国が示した調査票の案に基づき、大阪府とも調整を行い、有識者や公募による市民委員はじめ労働者代表、子ども・子育て支援に関する関係団体の代表者等で構成されている、子ども・子育て支援会議において頂いたご意見を踏まえ、調査票を決定し、平成25年10月に実施しました。</p> <p>また、子ども・子育て支援事業計画につきましては、調査結果及び本会議において頂いたご意見を踏まえ、国から示された指針に基づき、素案を策定しました。今後はパブリック・コメントを実施するなど、広くご意見をいただき確定していく予定としております。</p> <p>【こども青少年局 企画部 総務課（企画）】</p>
<p><u>4. 教育・人権・行財政改革施策</u></p> <p><u>(1)35人学級の実施にむけて</u></p> <p>子どもたちにとって学習面・生活面からも効果が見られること、また自治体の財政力によって子どもたちの受ける教育条件に格差を生じさせないため、小学校3年生以上においても35人学級を実施するよう、大阪府と連携し国に対して強く働きかけること。</p>	<p>小・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級40人（小学校1年生は1学級35人）を基本として編制することとなっております。</p> <p>少人数学級につきましては、大阪府が小学校2年生について35人で学級編制を実施しており、本市におきましても府の基準に従い、小学校2年生について35人で学級編制を実施しております。</p> <p>本市では、独自の施策として、基礎・基本の確実な定着と個に応じたきめ細かな指導の一層の充実をめざし、小学校3年生から中学校3年生までの継続した習熟度別少人数授業を実施しております。</p> <p>今後とも、国および大阪府の動向を注視しながら適切に対処してまいります。</p> <p>【教育委員会事務局 総務部 学事課】</p>
<p><u>(2)奨学金制度の改善について</u></p>	<p>日本学生支援機構奨学金については、国の制度であり、教育委員会事</p>

<p>て</p> <p>日本学生支援機構奨学金の併用者（第一種と第二種両方の奨学金を貸与される者）は、返還額が多額となることから、第一種奨学金だけではなく第二種奨学金についても所得連動型の返還制度を導入するよう、大阪府と連携し国に対して働きかけること。</p>	<p>務局において所管はございません。</p> <p>念のため、当局において、奨学費・進路支援を担当する学校経営管理センター事務管理担当（奨学費・進路支援グループ）に確認したところ、担当業務としては大阪市奨学費及び進路選択支援事業であり、日本学生支援機構奨学金の制度の変更を求めることはできないとの回答でしたので、国に対し働きかけることは困難であると考えております。</p> <p>【教育委員会事務局 総務部 総務課】</p>
<p>(3)労働教育・社会教育の取り組み強化について</p> <p>幼児期から高等教育段階までの教育課程において、年代にあった勤労観・職業観を養い、働く者が保護される労働法などに関する知識を学ぶ機会を拡充すること。</p>	<p>本市では、社会的・職業的自立に向け、子どもの勤労観・職業観等を育てるため、子どもたちの発達段階に応じて体系的・系統的なキャリア教育を推進しております。</p> <p>各小中学校、及び各特別支援学校においては、「キャリア教育」の全体計画及び年間計画等を作成し、子ども達の発達段階及び学校や地域の実態に応じて取り組みを進めています。小学校（含む特別支援学校小学部）では職業講話・職場見学等、中学校（含む特別支援学校中学部・高等部）においては、職場体験学習等、実践的・体験的な活動を重視し取り組んでいます。</p> <p>高等学校においては、しっかりとした職業観・勤労観の育成や労働関係法令の知識の習得に向け、「働くルールBOOK」等を活用した職業指導を行っています。また、各校ではインターンシップへの参加を奨励するなど、生徒の職業意識の啓発と向上に取り組んでいます。</p> <p>職業に関する専門学科を設置する高等学校を中心に、企業とタイアップした商品開発や地域と連携したものづくり体験教室、生徒による福祉体験教室など、地域や各校の特色を活かしたさまざまなキャリア教育に積極的に取り組み、生徒の自己実現を支援しています。</p> <p>また、社会保障や税、労働法などは、各学校段階の教科学習で取り組み、「税の作文コンクール」に参加するなど、生徒の税に関する関心を高める取り組みも行っています。</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も引き続き、キャリア教育の推進に向け、各校園で創意工夫し、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、校園のカリキュラム、教育活動全体に位置付けた取り組みが進むよう支援してまいります。</p> <p>【教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当】 【教育委員会事務局 指導部 初等教育担当】 【教育委員会事務局 指導部 高等学校教育担当】 【教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当】</p>
<p>(4)人権侵害等に関する取り</p>	<p>本市では、あらゆる人権侵害を対象とする総合的な相談サービスを提</p>

<p>組み強化について</p> <p>最近深刻化するストーカー被害など、人権侵害に関わる問題について相談対応をより強化し、女性相談員を配置するなど体制を充実させること。</p>	<p>供するため、平成14年9月から市民にとって最も身近な区役所に入権相談の窓口の設置を行い、また、複雑・多様化する人権問題に対応するため、平成22年10月から人権啓発・相談センターに専門相談員による人権相談窓口を設置して、様々な人権侵害に関わる課題の解決に向けた取り組みを進めており、近年深刻化するストーカー被害など女性の人権侵害に関わる問題についても相談体制の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>人権啓発・相談センター相談体制は、平日の面談や電話による相談に加え、平日の夜間や休日（土日及び祝日）の相談及び区役所等への出張相談、またFAXや手紙による相談も受け付けるなど、市民が相談しやすい窓口体制を目指しており、専門相談員を10名配置（平成27年1月現在）し、うち6名が女性相談員となっております。</p> <p>平成25年度人権相談実績については、実相談件数計3,866件のうち、女性からの相談は過半数の2,071件（全体の約53.6%）となっております。また、課題別件数計9,995件のうち、DVやセクシャルハラスメントなどの人権課題を含む相談は441件ありました。</p> <p>人権啓発・相談センターにおける人権相談体制については、今後とも女性相談員の確保に努めながら、市民の人権侵害に対する救済と相談体制の強化を図って参ります。</p> <p>【市民局 人権啓発・相談センター】</p>
<p>(5)大都市制度(通称:大阪都構想)について</p> <p>大都市制度（通称：大阪都構想）の課題は大都市地域特別区設置協議会で協定書をまとめられたが、府と特別区の事務分担や財政調整のあり方によって、市民にも大きな影響を及ぼすものである。協議会や議会の進め方は、市民不在の政治闘争であり、今後の議論については、地方自治法の改正内容を十分熟慮され、二代表制を基本に丁寧かつ慎重な取り扱いを行うこと。</p>	<p>新たな大都市制度の実現に向けては、大阪府と大阪市が共同で設置した「大阪府・大阪市特別区設置協議会」において、大阪府知事、大阪市長、大阪府議会及び大阪市会で推薦された委員によるご議論のうえ、平成27年1月13日に特別区設置協定書（案）が取りまとめられました。</p> <p>同案では、特別区は地域の実情に応じて住民に身近なサービスを総合的に提供できるよう、中核市並みの権限を担うとされております。一方、大阪府は大阪全体の観点から大阪の成長、都市の発展及び安全安心に係る事務を処理するとされております。</p> <p>また、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主性かつ計画的な運営を確保するため、特別区に必要な財源を財政調整制度により確保するとされております。</p> <p>現在、同案について、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく国との協議・報告を行っているところです。</p> <p>今後、特別区設置協定書を府市の2月定例会に提出し、両議会でご議論いただき、両議会が特別区設置協定書が承認されれば、大阪市民（有権者）を対象に、特別区設置の賛否について、住民投票が実施されることとなります。</p> <p>なお、平成26年度の地方自治法の改正については、第30次地方制度調査会の答申を踏まえたものであり、総合区制度や指定都市都道府県調整会議の設置については、指定都市制度の見直しを目的とする内容であると認識しております。</p>

<p><u>(6) 地方税財源の確保に向けて</u></p> <p>今年度の税制改正により、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化による偏在是正措置が講じられたものの、消費税率10%段階においても、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源が確保される制度となるよう、国へ積極的な要請を行うこと。</p>	<p align="center">【大阪府市大都市局 制度企画担当】</p> <p>地方が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その役割分担に見合った税源配分を行うことが必要です。また、本市としては、地方公共団体間の財政力格差の是正については、国・地方間の税源配分を是正し、地方税財源を拡充していく中で行われるべきと考えております。</p> <p>そのため、本市はこれまでも、他の指定都市等と連携し、複数の基幹税からの税源移譲による税源拡充等を、国等に要望してきたところであり、今後も他の指定都市等と連携を図りながら、国等へ要請を行ってまいります。</p> <p>なお、平成26年度の税制改正において、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化による偏在是正措置が講じられましたが、法人住民税は地域の構成員としての応益負担であることから、当該制度の創設は、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ還元すべきと考えております。</p> <p align="center">【財政局 財務部 財源課 税制企画グループ】 【財政局 財務部 財源課 財政調査グループ】</p>
<p><u>(7) 個人番号(マイナンバー) 利用開始に向けて</u></p> <p>2016年1月の個人番号(マイナンバー) 利用開始を見据え、制度導入のための市町村内体制の整備や担当職員の育成を図ること。併せて、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化すること。</p>	<p>マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)については、平成26年6月に「大阪市マイナンバー制度推進連絡調整会議」を設置して導入を推進しているところであり、区役所や関係部署と連携しながら、体制の整備を図ってまいるとともに、マイナンバー制度に関する職員向け研修を開催するなど、担当職員の育成に努めてまいります。</p> <p align="center">【総務局 行政部 総務課(番号制度グループ)】</p> <p>市税に関する税制改正の内容について、従来から広報に努めていますが、個人番号(マイナンバー)の利用開始に向けて、引き続き広報に努めます。</p> <p align="center">【財政局 税務部 管理課 管理グループ】</p>
<p><u>5. 環境・食料施策</u></p> <p><u>(1) 省エネ対策の推進について</u></p> <p>節電や省エネ対策において、コンパクトで地道な「省エネ・創エネの街づくり」などの環境政策を大阪府と連携して推進すること。</p> <p>さらに、事業者が省エネに取り組む際の技術的・財政的</p>	<p>事業者に対する省エネ対策の支援としては、中小規模事業者におけるコスト削減に向けて、省エネ・省CO₂対策の指針を作成し、事業者自らが温室効果ガス抑制のための計画策定方法や、事業者や個人が活用できる国や大阪府の補助制度を紹介しています。</p> <p>また、大阪府市共同で「おおさかスマートエネルギーセンター」を運営し、事業者や個人に対する省エネ相談や事業者に対する省エネ診断等、省エネ対策の推進に努めています。</p> <p align="center">【環境局 環境施策部 環境施策課】</p> <p>大阪市では、省エネルギー、省CO₂住宅の普及を促進するため、一定</p>

<p>な活動支援、特に中小企業の活動を支援する補助制度を充実させること。また、個人のエコ住宅整備促進のための補助金制度の創設・充実に取り組むこと。</p>	<p>の環境性能を満たす住宅を「大阪市エコ住宅」として認定し、広く情報発信を行う「大阪市エコ住宅普及促進事業」を平成23年6月より実施しております。また、民間市場でのエコ住宅の自立的な普及促進に向けた集中的な取り組みとして、平成26年2月末までに計画認定申請を行い認定を受けた住宅の購入や改修等の住宅ローンに対して利子補給を行っております。</p> <p>大阪市エコ住宅の認定対象は、一定の基本性能を有するとともに以下の基準を満たす住宅の新築・改修事業で、工事完了前の申請が必要になります。なお、認定基準のひとつとして、環境意識を高める設備に、住宅の電力消費量をリアルタイムで表示する「省エネナビ」を選択項目としております。</p> <p>主な認定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い断熱性能 ・高効率給湯器、太陽光発電等創エネ設備の設置 ・省エネナビ等居住者の環境意識を高める設備の設置 ・敷地内の緑化 <p>利子補給の内容（平成23年6月～平成26年2月末までの計画認定申請を対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅ローン：5年以上の固定金利で年利1.1%以上、返済期間が10年以上等 ・利子補給期間、額：年間最大約10万円、補助期間5年間で最大約50万円 <p>平成27年1月末時点で2,920戸の住宅の計画を認定しており、今後もエコ住宅のさらなる普及促進を図るため、引き続き広報等による事業の周知を進めてまいります。</p> <p>【都市整備局 企画部 住宅政策課（まちづくり事業企画）】</p>
<p><u>(2) エコカー普及に向けた取り組みの強化について</u></p> <p>大阪府内でのエコカー普及をより推進するため、市町村などが運営する駐車場の利用時に割引対象とするなど、エコカー利用に対してインセンティブを与えるような、時限的エコカー優遇措置の実施を検討すること。</p>	<p>エコカー車両に対する駐車料金割引は行っておりませんが、エコカー普及へ向けた取り組みとして現在（平成27年1月時点）7箇所の市立駐車場において、エコカー用（電気自動車及びハイブリッド）の充電設備を設置しており、駐車場利用車両は無料で充電設備を使用できます。</p> <p>なお、本設備は、市立駐車場の指定管理者が設置しております。</p> <p>【建設局 管理部 管理課】</p>
<p><u>(3) ごみの減量化、リサイクル率アップについて</u></p> <p>市町村では、それぞれごみ減量化の取り組みを推進し</p>	<p>大阪市としては、食品廃棄物の減量等を進めるため、まずは食品廃棄物を発生させない取組が重要であると考えています。3Rにかかる行動メニューを例示した「大阪府ごみ減量アクションプラン」に基づき、市民・事業者に対し、食品を無駄なく使い切ることや食べ残しを減らすな</p>

ているが、事業系ごみは全国平均から見ても未だ高い水準にある。ごみ減量の取り組みをさらに推進するためにも、事業者、一般家庭ともにごみの分別回収の徹底やリサイクルの推進についてキャンペーンを実施するなどの積極的な取り組みを展開すること。特に、食品廃棄物の大幅削減のために、小中学校での社会科や総合学習の時間、また食育プログラムの中でも食品廃棄物の問題を盛り込むことや、食品ロスの削減活動を行う民間団体（フードバンクなど）とも連携した施策を実施すること。

また、循環型社会の実現のため、リサイクル製品の購入（グリーン購入）が促進されるよう、総合的な環境対策を実施すること。

ど、食品廃棄物の発生抑制の取組を促進しているほか、事業者には賞味期限切れ商品等の廃棄を削減する販売管理の徹底も啓発しています。

また、食品リサイクル法の趣旨や内容の普及啓発にも努めており、食品関連事業者の自主的・主体的な取組を促進しています。

【環境局 総務部 企画課】

ご指摘のとおり本市では、事業系ごみのごみ量全体の約6割を占め、その減量が重要な課題であるため、これまで、多量の事業系廃棄物を生じる大規模建築物（以下、「特定建築物」という。）に対する減量指導や、ごみ処理手数料の見直しに取り組むほか、平成21年度からは一般廃棄物に混入した産業廃棄物を排除するため、焼却工場における搬入物検査を強化し、産業廃棄物等が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行なっていました。

なお、特定建築物については所有者等を対象とした「廃棄物管理責任者講習会」を毎年開催し、本市施策の説明や優れた取り組みを行っている建物の事例紹介などを行うとともに、廃棄物の減量推進及び適正処理に関し優秀な功績を上げた建築物に対して、大阪市長表彰、環境局長表彰を実施しています。

また、事業所から排出される紙類をリサイクルルートに回す取り組みを促進し、更なるごみ減量を進めるため、平成25年10月からは資源化可能な紙類について焼却工場への搬入を禁止し、搬入物検査において、資源化可能な紙類が発見されれば、産業廃棄物と同様に排出事業者等に対する啓発と指導を行なうなど、一層のごみ減量とリサイクル推進の取り組みに努めています。

更に、以上の取り組みについてはホームページでの掲載に加えパンフレットの配布やセミナーの開催、各種団体への説明会を開催するなど、市民及び事業者に対して広く周知を図っています。

【環境局 事業部 一般廃棄物指導課】

ごみの分別回収につきましては、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類の分別収集を実施するとともに、残置による啓発・指導を実施し、分別ルール徹底を図ることとしています。また、市内の公共施設や民間施設において、紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服の拠点回収を実施するとともに、区役所等において、使用済小型家電の拠点回収を実施しています。

また、国が定める3R推進月間である10月には、他の19政令指定都市及び東京都23特別区と連携して「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」を実施し、期間中は、市の公共施設等において再生紙を使用したオリジ

	<p>ナルポスターの掲出や、イベントでの啓発物品の配布を行っています。</p> <p>食品廃棄物の削減につきましては、エコ・クッキング（食材を無駄にせず使いきることがテーマの料理教室）の実施や、小学校でのごみ減量・3Rに関する体験学習等で啓発を行っています。</p> <p>【環境局 事業部 家庭ごみ減量課】</p> <p>文部科学省「食に関する指導の手引き」において、食に関する指導の目標の1つとして、「食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をもつ」を掲げ、その内容例として、「感謝の気持ちの表れとして、残さずに食べたり無駄なく調理したりすること」などとしております。これらの内容については社会科などの教科をはじめとした教育活動のさまざまな場面を通じて指導するなど、食育の推進に努めております。</p> <p>【教育委員会事務局 指導部 初等教育担当】 【教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当】</p>
<p><u>(4)水循環の実態把握と条例の制定について</u></p> <p>水循環基本法の成立に伴い、市町村においても「水循環基本計画」に準ずる行動計画を策定すること。策定に当たっては、住民の声が反映されるよう、労働者代表や利用者をはじめとするステークホルダーが参画した検討の場を設置すること。</p> <p>また、水循環の実態を把握するとともに、湧水保全、雨水貯留対策、河川災害対策なども含めた総合的な流域治水に関する条例を制定すること。</p>	<p>水が貴重な財産であり公共性の高いものであることを鑑み、公共用水域の水質を継続的に監視するとともに、地下水の過剰な採取に伴う地盤沈下を未然に防止するため、地下水採取に係る規制指導を適切に講じてまいります。</p> <p>また、行動計画の策定につきましては、国の動向も注視しながらその必要性も含めまして検討してまいります。</p> <p>【環境局 環境管理部 環境管理課（水環境保全）】</p> <p>本市域の水害対策としましては、上町台地を境として東側の寝屋川流域における治水対策と西側の西大阪地域における津波・高潮対策への対応を行っています。</p> <p>治水対策を実施している寝屋川流域においては、平成2年4月に「寝屋川流域整備計画」を策定し、河川・下水道・流域が一体となった総合的な治水対策をこれまでに進めて来ております。</p> <p>また、寝屋川流域は平成17年度には特定都市河川の指定を受け、特定都市河川浸水対策特別措置法の適応も受けることとなり、流域対策の一層の促進に努めているところです。</p> <p>条例の制定には至っておりませんが、既に総合的な治水対策を進めてきていることから、今後も河川・下水道・流域が一体となった総合的な治水対策を鋭意進めて行くこととしております。</p> <p>【建設局 下水道河川部 河川課】</p> <p>水道事業における水の適正な利用の観点から、「水循環基本計画」に準ずる行動計画の策定については、今後、国の動向を注視しながら必要性も含め検討を行ってまいります。</p>

<p>(5) 食品の安心・安全の向上について</p> <p>食の安全性確保のため、保健所などにおける食品衛生業務の拡充や、食品に関する苦情相談、製造・流通段階での監視・指導などを強化すること。特に、今後の食品表示法に関連した施策の具体的な実施に向け、大阪府と連携し、取り組みの周知、施策の運用など、混乱を生じないよう計画的に行うこと。</p>	<p align="center">【水道局 工務部 計画課】</p> <p>本市においては、食品衛生法の規定により毎年度、「大阪市食品衛生監視指導計画」を策定し、食品等の安全性確保に取り組んでいるところです。</p> <p>本計画では、保健所（食品衛生監視課、各生活衛生監視事務所）をはじめ、食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所（2カ所）、環境科学研究所、各区保健福祉センター等関係する機関それぞれが役割分担して、食品等の安全性の確保に努めることとしています。</p> <p>食品等に関する各種の相談や苦情などは、市民にとって最も身近な相談窓口として各区保健福祉センターをはじめ保健所等の関係機関において受け付けています。</p> <p>食品の製造・調理又は販売等を行う食品等関係施設に対しては、保健所や各検査所が監視指導を行うとともに、市内を流通する食品について残留農薬や食品添加物等の食品衛生法で定められた規格基準の検査を実施し、違反食品の排除に努めています。特に輸入食品の安全性については市民の関心が高いことから、平成21年度から収去検査や表示点検の強化を図るとともに検査所等の関係機関と連携し、不良食品の排除に努めています。また、インターネットの普及に伴い食品を店頭以外で購入する機会が増えていくことから、平成26年度からはインターネットを主な販売方法とする食品についても試買検査を実施しています。</p> <p>さらに、食品等の安全性を確保するためには、原材料の生産から消費に至る食品供給行程（フードチェーン）の各段階において十分に管理する必要がありますが、保健所等行政による食品等事業者に対する監視指導のみにより食品等による事故や被害の未然防止を実現できるものではなく、食品等事業者、行政、そして消費者を含む関係者相互間の理解を深めるとともに、それぞれの役割を果たすことが重要です。そのため、保健所や各区保健福祉センターにおいては、あらゆる機会を活用して食品等事業者や市民を対象に本市の食品の安全性確保に関する取組みや食品衛生全般について積極的に情報提供や双方向の意見交換を行うなどの施策を実施しています。</p> <p>これらの施策は、本市が食品の大消費地であることを考慮するとともに、本市における食品等の製造、流通、販売等の状況、食中毒の発生や違反食品の発見状況等を踏まえ、重点的に実施すべき事項を定めて実施しています。</p> <p>なお、食品表示法に関しては平成27年6月までの施行に向け、現在、国において準備が進められているところです。本市では、その進捗状況を注視しながら、従来から連携を図っている消費者庁や近畿農政局大阪地域センター、大阪府などの関係機関と緊密な連絡調整や情報交換、合同立入調査など連携をさらに強化し対応していくことを考えています。</p> <p align="center">【健康局 健康推進部 生活衛生課】</p>
<p>(6) 地産地消の取り組み強化</p>	<p>本市では、大阪市発祥の野菜を「大阪市なにわの伝統野菜」として認</p>

と6次産業化の推進に向けて

①地産地消の推進

地域の食糧自給力の向上をめざし、地産地消の取り組みをさらに推進すること。具体的には、①「大阪産(もん)」のビジネスマッチング事業や観光産業との連携、②地域産の食材を学校給食や福祉施設などで積極的に提供すること、③幼稚園・保育園・小学校・中学校などでは食育推進の取り組みと連携を図るなどの総合的な取り組みを実施すること。

証しており、地域資源としての独自の価値・魅力を発信することで地元「名産」としての注目度を高め、大阪府とも連携しながら、その普及に努めております。

具体的には、「大阪市なにわの伝統野菜」の特徴や魅力、産地や大阪市なにわの伝統野菜取扱店を紹介するリーフレットの作成および農業イベント等での配布、本市ホームページによる情報発信等をおこなうことで、「大阪市なにわの伝統野菜」をアピールし、消費拡大とともに、農家と加工業者・外食産業事業者などとの取引拡大に向けた支援に努めております。

【経済戦略局 産業振興部 地域産業課（農業担当）】

子どもの食を取り巻く環境が変化する中で、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着など心身の健全育成をはかることが重要になっています。

保育所における「食育は、健康な生活の基本としての『食を営む力』の育成に向け、その基礎を培う」ことを目標として、子どもが毎日の生活と遊びの中で、食に関わる体験を重ね、食べることを楽しみ合う子どもに成長していくことや、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、保育所が位置する地域の特色にあわせ、食事の提供を含めた計画を作成し、「菜園活動、調理活動、食育紙芝居、地域交流」等を食育の中心に据えた、食育活動を実施しているところです。

【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】

小学校給食では、一日13万食という状況の中で、安心・安全で安定的な必要量が求められることから、食材を地場産物に限定して使用することは安定的な必要量の確保の点で制約がありますが、可能なかぎり、これまでから地場産物の食材の使用に努めてきております。

また、平成25年に改定された「第2次大阪市食育推進計画」において、地産地消・伝統的食文化の推進として「学校給食の食材の地場産物の利用増加に努めます。さらに、『大阪市なにわの伝統野菜』を学校給食に使用できるよう努めます。また大阪らしい料理を取り入れ、充実するとともに、商都大阪の食文化を伝えていきます。」と位置づけ、食に関する指導に活用するなど学校での取り組みを行っております。

とりわけ、大阪市産の野菜の使用について「大阪市なにわの伝統野菜」のひとつである田辺だいこんを一部の小学校から順に給食に使用し、今年度で全ての学校給食で使用することができました。今後とも田辺だいこんをはじめとした「大阪市なにわの伝統野菜」の使用に努めてまいります。

「学校給食法 第三章 学校給食を活用した食に関する指導 第十条2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が

	<p>所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。」と定められており、これに基づき発達の段階や各校園の実態に応じて、さまざまな機会を通じた地域の産物や食文化などの理解の増進を図るような食育の推進に努めております。</p> <p>【教育委員会事務局 教務部 学校保健担当】 【教育委員会事務局 指導部 初等教育担当】 【教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当】</p>				
<p>②6 次産業化の推進と担い手の確保・育成</p> <p>地域資源を活かした6次産業化の推進のためにも、農産物にとどまらず、大阪の木材・間伐材の利用や大阪で獲れた魚介類など、林業・水産業も視野に入れた取り組みを展開すること。さらには、農林水産業の担い手確保と育成のため、事業が安定的に継続できる経営所得の確保などを通じ、生産活動の維持・発展・競争力強化につながる具体的な施策を講じること。</p>	<p>地域資源を活用した6次産業化については、農林水産省が農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、積極的に支援しています。また、大阪府の農林漁業者等の6次産業化の取組を支援する体制として、大阪産（もん）6次産業化サポートセンターを設置しており、本市としても、国や大阪府の支援策等を積極的に情報提供するなど、6次産業化の促進に努めてまいります。</p> <p>また、販売農家の農業経営が継続できる環境を整えることを目的とした「経営所得安定対策」等の国の施策や、安定的に農業用水を確保するために行う農業用井戸の掘り替え・改修の費用の一部を助成する本市の水源地対策事業を実施することにより、農家の経営安定の確保や、生産活動の維持等に努めております。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 地域産業課（農業担当）】</p>				
<p>6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策</p> <p>(1) 住宅弱者への居住確保に向けて</p> <p>障がい者世帯、高齢者世帯、低所得者世帯、ひとり親家庭、DV被害者世帯など、住宅政策においても配慮が必要な福祉世帯に対する住宅施策について、これまでの市町営住宅の応募・入居状況を明らかにすること。さらに入居できなかった世帯に対する情報提供などを含む支援策など、住宅弱者への対策</p>	<p>市営住宅は原則として公募により入居者を決定することとなっております。</p> <p>本市においては2月・7月に実施する定期募集に加えて、障がい者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯等の住宅困窮度が高いと認められる世帯を対象に5月には福祉目的募集を実施しております。DV被害者については支援担当窓口と連携しながら、随時、優先選考による入居を実施しております。</p> <p>また、緊急に市営住宅への入居を希望する方に対応するため、定期募集で応募割れした住宅等について随時募集も実施しております。</p> <p>こうした募集については、「区広報紙」、「大阪市ホームページ」または「テレフォンサービス」等によりご案内しております。</p> <p>平成25年度 公営住宅・改良住宅 応募状況</p> <table border="1" data-bbox="544 1973 1406 2047"> <tr> <td></td> <td>募集戸数</td> <td>応募者数</td> <td>倍率</td> </tr> </table>		募集戸数	応募者数	倍率
	募集戸数	応募者数	倍率		

をより手厚く実施すること。	定期募集	1,407	16,429	11.7
	福祉目的募集	626	2,239	3.6
	親子近居・子育て世帯向け募集	240	849	3.5
	【都市整備局 住宅部 管理課】			
<p>(2) 交通網の施策強化に向けて</p> <p>2013年12月に公布・施行された交通政策基本法に基づく国の「交通政策基本計画」が2014年11月に策定される予定となっている。これを受けて、大阪府が策定した「公共交通戦略」も踏まえ、住民が利用しやすい交通手段を確保することなど、地域の実情に応じた総合的な交通・運輸政策を推進するよう、今後の交通政策全般についてどのような取り組みがなされるのかを明らかにすること。新たな取り組みを行うにあたっては、交通運輸産業に従事する労働者代表を関連する審議会などに参画させるなど、利用者、地域住民の意見を必ず反映させること。</p> <p>また、市町村においても、交通政策基本法に努力義務として位置づけられている「交通政策基本計画」を策定すること。</p> <p>さらに、各市町村での交通・運輸やまちづくり施策の推進に当たっては、これら関連施策を横断的・一元的に取り扱う専門部署を設置すること。</p>	<p>交通に関する施策について、基本理念及び交通に関する施策の基本となる事項を定めた交通政策基本法が、平成25年12月4日に施行され、この法律に基づき、現在、国土交通省において、交通に関する基本的方針や目標等を定めた交通政策基本計画の策定が進められています。</p> <p>本市としては、今後、これらの国の動向を見極めながら、公共交通を基本に据えた都市内交通の利便性の向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、大阪市域における活発な都市活動や市民の足を支えるため、今後とも交通事業者と連携し、国土軸につながる空港や新幹線など広域交通や、市内交通とのネットワークの強化などに取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: center;">【都市計画局 計画部 交通政策課】</p>			

<p>(3) 自転車運転車のマナー向上と自転車レーンの整備について</p>	<p>交通ルールの遵守や正しい交通マナーの向上に向けた取組として、大阪市、大阪府、大阪府警察本部などで構成する大阪府交通対策協議会において、毎年、府民運動大綱を定め、「交通マナーを高めよう！」を合言葉に、自治体、関係機関・団体等との緊密な連携を図り官民一体となった取組を推進しています。</p>
<p>2013年12月施行の改正道路交通法で路側帯での自転車の左側通行が義務化されたが、自転車運転者のマナーの問題などもあり、自転車が関連する事故は多発している。道路上での自転車事故を防ぐため以下2点について具体的な対策を講じること。</p>	<p>その取組の一環として、春や秋などの交通安全運動期間をはじめとして、区役所、警察署、「交通事故をなくす運動」区推進本部等が連携して、子どもや高齢者を中心に自転車の乗り方に関する指導や自転車の安全講習等参加体験型の交通安全教室を開催するとともに、市民の皆さんに参加いただき、警察署などの関係機関の協力を得ながら、交通安全意識の高揚を図るための街頭啓発活動などを実施しています。</p>
<p>①改正道路交通法の趣旨を広く周知するとともに、自転車運転者のマナー向上のため、警察による監視強化期間やキャンペーン期間を設けた住民への啓発活動など、運輸局や大阪府、関係事業者とも連携した取り組みを行うこと。</p>	<p>特に自転車の安全利用推進については、重要課題であると認識しており、大阪府交通対策協議会では、平成23年度から25年度までは11月を、9月に自転車事故が増加することをから26年度は同月を自転車マナーアップ強化月間と定め、自転車利用者のマナーアップ等を広く市民の皆さんに訴えるため、ポスター等を活用した広報活動など関係機関と連携した効果的な交通安全啓発を実施しています。また、同協議会においては、取組の実効性を高めていくため、平成25年1月に「自転車安全利用推進のための重点行動指針」を策定しており、本市においても同指針に基づき取組の充実強化を図っています。</p>
<p>②自転車レーンの整備を早急に行うこと。その際には、歩道および車道と構造的に分離した自転車レーンの整備を検討すること。また、バスの停留所やトラック・タクシーベイにおける動線の確保、集配車両やバス・タクシーなど、駐停車が欠かせない車両に配慮した施策を講じ</p>	<p>自転車のルールの周知については、リーフレットやルールブックを各季の交通安全運動などで配布してきましたが、平成26年度においては、平成25年12月施行の道路交通法の改正（路側帯の通行方法）を反映した自転車ルールブックを新たに作成し、自転車マナーアップ強化月間におけるイベント等で配布するなどしています。</p> <p>今後とも大阪府交通対策協議会の構成機関である大阪府や大阪府警察本部、近畿運輸局等をはじめ、同協議会が策定している府民運動大綱の推進機関となっている関係機関、事業者団体等とも協力の上、自転車安全利用推進に関する啓発活動など効果的な取組を進めていきます。</p> <p>【市民局 区政支援室 市民活動支援担当 地域安全グループ】</p> <p>近年、自転車と歩行者の事故が増加していることから、自転車は「車両」であるという原則に基づき、歩行者の安全を第一に考えて車道内に自転車の安全な通行空間を確保することが必要であると考えております。特に、自転車が車道を通行する割合が高く、歩道が狭い、かつ歩行者及び自転車の交通量が多い区間では、車道内における自転車の安全な通行空間確保が重要であると考えております。そこで、平成25年9月には、中央区の本町通におきまして、車道の路肩を青色に着色する市内初の「自転車レーン」を試行的に整備し、通行空間確保による有効性や課題の確認などの検証を行ってきました。</p> <p>車道内における自転車通行空間確保に際しては、既存の道路幅員や駐</p>

<p>ること。</p>	<p>停車車両などの課題もあることから、引き続き、歩行者や車道を通行する自転車の安全確保等に関する検討を行いながら、市内の道路における自転車通行空間整備（自転車レーンや歩道及び車道と構造的に分離した自転車道など）の今後の進め方等について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【建設局 管理部 自転車対策課】</p>
<p>(4)災害対策の強化に向けて ①社会インフラ対策強化に向けて</p> <p>電気・ガス、上下水道・情報通信などのライフラインの基幹設備や管路の耐震化が促進されるための取り組み、および主要幹線道路や橋梁のメンテナンスにも着目した十分な予算措置などを行い、社会インフラの耐震化を早急に進めること。また、ライフライン事業者などの関連企業・防災関係団体との連携の際には、ICTを活用した情報共有システムなどを構築し、大規模な災害発生に備えること。</p>	<p>現在、電力会社・ガス会社、水道事業者等の防災関係団体との連携に関しては、情報伝達手段として約90台のデジタルMCA無線機を市から配備し、連絡体制を整えています。</p> <p>また、平成27年、平成28年の2年間でこれまで災害情報の緊急の連絡手段として活用してきた同報系防災行政無線を早期避難ができるように音達改善及び整備をする予定です。</p> <p>現在、ICTを活用したおおさか防災情報ネットの大阪市のホームページを通じ、ツイッター等SNSを活用し、公共コモンズにより情報共有できるシステムを構築しています。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>②非常時における情報提供と避難行動要支援者の支援体制について</p> <p>大規模災害など、緊急事態発生時に、大阪府域にいるすべての人（旅行者や外国人、高齢者や障がい者などを含む）が避難・防災情報にアクセスできるよう、ICTを活用した「防災情報伝達システム」を整備し、高い防災性を備えた街づくりを推進すること。また、災害発生時の避難行動要支援者への支援について、地域の企業や学校などと連携したネットワーク</p>	<p>大阪市では、防災用のホームページを立ち上げ、円滑な情報発信及びスムーズな情報アクセスが可能となるよう整備しています。</p> <p>また、大阪市内のすべての人が避難・防災情報が入手可能となるよう防災情報発信の多重化に取り組んでおり、テレビ、ラジオをはじめ、ツイッターやその他さまざまな情報発信手段を用い、情報伝達に努めています。</p> <p>さらに、大阪府と連携し、おおさか防災ネットの大阪市のホームページで、英語、中国語、韓国語で表記されたページを設け、旅行者や外国人等が災害名、市町村名、発令の種類（勧告、指示、準備）、対象世帯数や対象者数等の防災情報を得られるようにしています。</p> <p>本市における避難行動要支援者の支援の取組みにつきましては、平成21年11月に「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（平成26年10月改訂）」を策定し、災害発生直後における避難行動要支援者の避難には自助・共助がもっとも重要であることから、地域住民や地域の各種団体などで構成される自主防災組織を中心として、避難行動要支援者の把握、避難支援者の確保から避難方法の確認など、地域における避難支援の取</p>

<p>を構築し、迅速な避難ができる体制を構築すること。さらに、地域での避難行動要支援者の実態把握を行い、避難後の生活支援も想定した福祉避難所の設置を推進すること。</p>	<p>組みを進めています。</p> <p>また、「福祉避難所」につきましては、社会福祉施設を中心に施設管理者と調整のうえ順次指定を進めており、平成26年9月30日現在で242施設を指定するとともに、小・中学校などの災害時避難所においては、その一部を「福祉避難室」として活用する取組みを進めています。</p> <p>今後におきましても、地域と協働を進めながら、地域防災力の向上に努め、避難行動要支援者の避難支援の取組みの促進を図ってまいります。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>③津波への対策強化</p> <p>今後発生が予測されている巨大地震による津波の発生に対し、大阪府と連携し必要な対策を早急に講じること。特に、臨海工業地帯や石油コンビナート地区における企業の防災・減災対策についても積極的に推進すること。</p>	<p>平成25年8月に大阪府より公表された結果を踏まえ、大阪市では、東日本大震災以降、速やかに着手できる対策として上町台地より西側の10区において進めてきた津波避難施設確保の取組みを17区に拡大するなど、住民等の避難を軸とした津波対策を進めております。</p> <p>また、北港コンビナート地区事業者における津波対策につきましては、大阪府石油コンビナート等防災計画により、大阪府が主体となって取り組んでおります。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>④災害時の帰宅困難者等の対策強化に向けて</p> <p>災害発生時の帰宅困難者対策について、大阪府域の関係機関・企業・団体が連携し、帰宅困難者対策について策定中であるガイドラインが適切に運用されるよう、随時、大阪府や関係機関との災害発生時を想定した訓練などを行うこと。また、ガイドラインの内容を市町村内の事業者や住民に広く周知すること。</p>	<p>本市といたしましても、現在、大阪府にて検討されているガイドラインに基づき、大阪府等と連携して帰宅困難者対策の促進に取り組んでまいります。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>(5)防犯対策強化について</p> <p>①犯罪防止対策への補助について</p> <p>大阪府の街頭犯罪は、今年も6月までで全国最多となっている。街頭で発生する犯罪の抑止効果がある防犯カメ</p>	<p>本市では、ひったくりをはじめとする街頭犯罪のさらなる減少に向けて、“誰もが安全で安心して暮らせるまち”となるよう、行政、警察、市民、事業者が一体となって、地域でさまざまな防犯活動に取り組んでいます。</p> <p>平成17年4月からは市保有の作業用車両等約2,500台（平成26年9月末現在）による「あんしんパトロール」を実施し、犯罪等の現場に遭遇した際の被害者保護や警察への連絡・通報体制の整備を進めています。</p>

<p>ラについて、大阪府が実施する市町村への設置補助事業を活用し、市町村内の犯罪発生状況を調査のうえ、効果的な場所に順次設置を進めること。</p>	<p>また、全区役所に地域安全防犯担当職員（平成26年12月1日現在、約240名）を配置し、犯罪や事故の未然防止を図るため、地域や警察署をはじめとする関係機関と連携し、各区に配置の青色防犯パトロール車や自転車等によって地域の巡回監視等を実施しています。</p> <p>このほか、市民によるボランティアや区職員ではカバーすることのできない時間帯を補完するため、業者委託による夜間の青色防犯パトロール活動や自転車によるパトロール活動を実施しています。</p> <p>これらのいわば「人の目」による見守り（ソフト面）を補完し、犯罪予防に効果的な防犯カメラ（ハード整備）について、平成21年度から設置補助制度を創設し、区役所、地域、所轄警察署が連携して犯罪発生状況を分析した上、約9000台（平成26年度予定を含む）を設置しています。なお、現行の大阪府の防犯カメラ設置補助制度については、平成26年度で終了しますが、本市では各区役所が各区の実情に応じて、防犯カメラの公設置や補助事業を推進しています。</p> <p>今後も、街頭犯罪を抑止する防犯対策事業について、地域・警察・関係機関等と連携して、安全で安心して暮らすことができるまちの実現に向けた取組みを実施していきたいと考えています。</p> <p>【市民局 区政支援室 市民活動支援担当 地域安全グループ】</p>
<p>②公共交通機関への防犯対策について</p> <p>公共交通機関において、駅構内・車内における係員への第三者による暴力行為が増加傾向にある。国交省などでも暴力行為防止に向けたキャンペーンを実施しているが、市町村でも広報紙やホームページを活用するなど、広く住民にアピールする具体的な啓発活動を行うとともに、特に暴力行為が多く発生している夜間の時間帯の警察による巡回強化など犯罪防止対策に努めること。</p>	<p>市営地下鉄において、犯罪対策強化については、民鉄協を中心として、各鉄道社局と共同で暴力ストップキャンペーンを行うとともに、鉄道警察隊及び所轄警察と暴力行為に関する事前の相談や発生時の対応について連携を密にした対策をとっています。</p> <p>さらに、駅職員が接客窓口で執務中に異常事態が発生した場合に備えて、ボタンを押せば駅長室に異常を通報する非常ベルを接客窓口を設置するとともに、駅構内巡視時やホーム立哨時に異常事態が発生した場合に迅速に駅長室に連絡できるよう、職員にPHS・ワイヤレスセキュリティを携帯させています。</p> <p>その他、駅長室には、防刃ベストを準備し、職員には、ネクタイを引っ張られた際に簡単に外れるような仕掛けの留め具を配布しています。</p> <p>また、暴力行為の防止の取組みのホームページの掲載や駅構内へのポスターの掲出を行い、お客さまへの啓発を行っています。</p> <p>【交通局 鉄道事業本部 運輸部 駅務課（駅務）】</p>
<p><u>(6) 雨に強いまちづくり(集中豪雨対策)について</u></p> <p>近年、世界的な環境の変化により日本の気象にも大きな変化が表れている。特に、昨年大阪駅周辺でもみられ</p>	<p>近年発生している局所的な集中豪雨における浸水被害を受け、抜本的な浸水対策とあわせて、地域の特性に応じた枝線管渠のネットワーク化等の局所的な浸水対策を引き続き実施するように努めてまいります。</p> <p>また、容量を拡大するための河川整備はもちろんのこと、地下河川や放水路といった雨水排水路整備、学校や公園のグラウンドへ雨水を一時貯留する流域対応施設の整備に取り組んでおります。</p>

<p>た集中豪雨による都市の浸水は、住民の生活のみならず経済活動や交通網にも大きな影響を与えている。集中豪雨の発生に備え、下水道防災センターを設置し、浸水対策を強化すること。具体的には、河川および雨水排水路の容量を拡大するなどの整備や下水道の逆流防止対策などのインフラ整備を行うこと。</p>	<p>市民の安全・安心を確保するため、今後も、関係機関と連携して、雨に強いまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>【建設局 下水道河川部 調整課】</p> <p>【建設局 下水道河川部 河川課】</p>
<p>(7) 踏切事故防止対策について</p> <p>大阪府では鉄道事業者との踏切事故防止対策を実施しているが、市町村においても踏切事故防止のために、歩道拡幅などの速効対策を進めるための、必要な措置を行うこと。また長期的には踏切の除却をめざした立体交差化などの抜本対策を鉄道事業者と連携して推進すること。</p>	<p>本市としましても、鉄道事業者と協力し、踏切内の速効的な安全対策として、既存の踏切道の構造改良（歩道拡幅や踏切内カラー舗装等）や注意喚起看板の設置などに継続して取り組んでおります。</p> <p>次に、踏切を除却する抜本的な対策として昭和30年代から道路と鉄道の立体交差化に取り組んでおります。現在は、阪急電鉄京都線・千里線の約7.1km区間において、複数の踏切を同時に立体交差化させる連続立体交差事業を推進しており、この事業が完了すると開かずの踏切4箇所を含む合計17箇所（うち市内16箇所）の踏切を除却できることとなります。</p> <p>しかしながら、道路と鉄道の立体交差化については、非常に長い時間と多額の費用を要する事業でございます。皆様には大変ご迷惑をおかけしているところですが、ご要望の趣旨を踏まえ、今後とも市民の皆様が安全で安心して通行できる道路整備に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>【建設局 道路部 道路課】</p> <p>【建設局 道路部 街路課 鉄道交差担当】</p>
<p>7. 大阪市地域協議会要望</p> <p>(1) 東日本大震災被災者の方々に提供されている市営住宅の家賃無償期間について、支障のない範囲で提供状況を明らかにするとともに、復興支援の観点も踏まえ、家賃無償期間の延長を行うこと。</p>	<p>本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、住宅が滅失もしくは著しく損壊したために引き続き当該住宅に居住することができない方や、原子力発電所事故に伴う避難指示の発出等により緊急に住宅からの避難を余儀なくされた方、福島県在住の方で大阪市内に自主的な避難を希望される方を対象に、家賃は無償、保証人及び敷金は免除として、市営住宅505戸を目的外使用許可による一時入居として提供し、平成24年12月28日までに204件の方が契約されました。</p> <p>また、無償で提供していただける民間住宅等（大阪市内の物件）を募集し、その情報を上記被災者の方々に提供する取り組みも実施しました。多くの民間住宅等所有者の方にご協力をいただき、平成24年12月28日までに160戸が提供可能となり、12戸が契約済みとなりました。</p> <p>今回の東日本大震災の被災者等への市営住宅の提供は、被災各県から</p>

	<p>の災害救助法に基づく応援要請を受けて実施していたものですが、被災各県からの応援要請終了の通知により、平成24年12月28日をもって新規入居者の申込み受付を終了しました。またそれに伴い、無償で提供していただける民間住宅等（大阪市内の物件）を募集し、その情報を被災者の方々に提供する取り組みにつきましても、同時に終了しました。</p> <p>上記の支援状況については、大阪市ホームページに「被災地を引き続き支援しています」ページ中の「大阪市の各種支援状況」として掲載しております。</p> <p>市営住宅の入居期間については、当初入居後1年間としておりましたが、国から発出された事務連絡「東日本大震災に伴う公営住宅等への入居取扱いについて」（平成24年1月18日、平成24年4月17日）、「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について」（平成25年4月2日）を踏まえて、下記のとおり延長しております。</p> <p>平成23年3月15日 市営住宅一時入居の受付・契約を開始</p> <p>平成23年6月20日 福島県内居住者の原発事故自主避難者の受付・契約を開始</p> <p>平成24年3月28日 市営住宅一時入居の使用期間延長（平成25年3月31日まで）</p> <p>平成24年10月23日 市営住宅一時入居の使用期間延長（平成26年3月31日まで）</p> <p>平成24年12月28日 福島県から発出された「応急仮設住宅の新規入居者申込みの受け付け終了について(通知)」により、被災各県からの応援要請が終了したため新規受付を終了。</p> <p>平成25年10月15日 市営住宅一時入居の使用期間延長（平成27年3月31日まで）</p> <p>平成26年10月10日 市営住宅一時入居の使用期間延長（平成28年3月31日まで）</p> <p>【都市整備局 住宅部 管理課】</p>
<p>(2)無人施設となった大阪南港野鳥園において、台風や豪雨等により大和川や淀川流域から集まるゴミ等の清掃活動を行うことは、渡り鳥の飛来地としての干潟や湿地の環境を守っていく上で大変重要な作業となっている。しかし、市民等のボランティア活動によって集められたゴミも、その回収手段がないため民間業者に有料による</p>	<p>野鳥園臨港緑地の運営については、協働事業者と行政とが連携して、環境関連団体、市民、企業などをとりまとめ、干潟・湿地の環境を保全するとともに展望塔などの施設を有効活用した環境学習の場として市民に提供することを目的とする「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業委託」を平成26年11月に締結し、協働事業者と共に取り組んでいます。</p> <p>本事業で実施する干潟・湿地の環境保全（環境調査、漂着ごみの清掃・処分、除草）や環境学習（野鳥ガイド、環境学習会等）にかかる基本的な経費については、予算化してはいるものの、協働事業として本事業の趣旨に賛同いただける企業等にも働きかけ、CSR（企業の社会的責任）などボランティアの活用や費用の負担などの協力、また魅力ある有料催事の実施といった収益事業による収益の活用などにより本施設の環境を保全していきたいと考えています。</p>

<p>回収を依頼するか、自分達で持ち帰る以外に方法が無いのが現状である。市として、市民ボランティアに負担を強いることのないよう、また、手軽に参加できるボランティア活動を育成するためにも、収集されたゴミの有効な回収方法について、その仕組みを構築すること。</p>	<p>干潟・湿地の漂着ごみの収集、処分については、本事業の中で協働事業者がCSRなどボランティアを活用しながら清掃を行い、収集したごみの処分も実施することとしています。また、干潟・湿地の清掃により収集したごみは海からの漂着ごみであり、リサイクルも不可能なほどに汚れていることから産業廃棄物として処分する必要があります。企業等から多くのボランティアの申し出がありますが、これらを受け入れるにはごみの処分費用が嵩むことから、本事業の趣旨に賛同いただける企業等には協力金等の形で一定の負担もお願いしながら、干潟・湿地の環境を保全していきたいと考えています。</p> <p>【港湾局 総務部 監理調整担当（集客施設グループ）】</p>
<p>(3)大阪の就職状況は改善傾向がみられるものの、就労支援が必要な就職困難層にあっては引き続き厳しい状況にある。こうした中、2015年4月から生活困窮者支援制度がスタートするが、就職者の中には、職につけたとしても住居が定まらないケースも見受けられることから、安定した住居を確保できるまでの間、例えば、働きながらも自立支援センターや更生施設等への一時的入居も可能となるよう、運用面の改善を図ること。</p>	<p>本市では、就労による自立を目的とする自立支援センターについて、失業等により住居をなくしホームレスとなった方のうち、就労意欲・能力がある方等に対して、宿所及び食事を提供するとともに、生活相談・指導、住宅相談、職業相談・紹介等を行っております。</p> <p>就労した場合は、入所者が自立するためにアパート等の賃貸住宅の契約費用や当初の生活費に充てるため、自立支援センターに入所したまま、給料（賃金）を貯蓄していただいています。</p> <p>なお、更生施設は、生活保護法に基づく保護施設であり、生活困窮者自立支援法に基づく支援対象者には、同法が生活保護法に優先して適用となるため、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）をご利用いただくこととなります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部 自立支援課】 【福祉局 生活福祉部 保護課】</p>
<p>(4)国際都市にふさわしい環境整備の一環として、「歩きタバコやタバコのポイ捨て禁止、決められた場所で喫煙する」という喫煙マナーの向上にむけて、各区役所と連携して効果のある取り組みを展開すること。また、喫煙者のマナーの向上にむけたPRを兼ねて、街角など要所における喫煙スペースの整備を図ること。</p>	<p>大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下、「条例」とさせていただきます。）を施行いたしました。また、同年7月には、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」（以下、「路上喫煙対策委員会」とさせていただきます。）の答申を踏まえ、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」（以下、「禁止地区」とさせていただきます。）に指定し、10月からは、禁止地区における条例の違反者に対し、罰則（過料1,000円）を適用しています。</p> <p>禁止地区につきましては、路上喫煙対策委員会からの答申に基づき指定いたしました。答申では、禁止地区を指定する理由として、通行者数の多さ、路上喫煙率の高さ、大阪を代表する地域であること、区域の明確さ、禁止地区における規制が全市的な路上喫煙を抑止するPR効果、波及効果をもたらすことなどがあげられています。</p>

平成25年6月に路上喫煙対策委員会から、「新たな路上喫煙禁止地区の指定にあたっては、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい」との答申が出され、以降、区と連携して取り組みを進めており、平成27年2月1日に都島区京橋地域を禁止地区に指定します。禁止地区内においては、PR効果を持つ喫煙所を設置する予定でございます。

また、条例では、禁止地区以外であっても、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力をしていただくこととしており、これを受けて平成20年度から市内全域での路上喫煙防止活動を推進するため、新たな取り組みとして、平成19年12月の路上喫煙対策委員会で提言された、市民、事業者の活動団体の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げ、マナー、モラルの向上を推進しています。

この制度は、市民、事業者の団体が、地域の商店街や道路、広場など人通りの多い場所を、マナー向上エリアに指定し、地域の市民・事業者の皆さまが自主的に路上喫煙防止活動を行い、大阪市は啓発物品の作成や職員をキャンペーン等に派遣することにより協働して取り組みを進めるもので、現在70団体が市内各所で路上喫煙の防止活動を実施しております。その活動の一つとして、2団体ではございますが、マナー向上エリア内に大阪市と協議のうえ、喫煙マナーを呼びかけるパネル付きの喫煙設備を設置して、清掃など維持管理をしていただいております。

路上喫煙の問題の解決は、最終的に喫煙マナーやモラルの向上による実際の路上喫煙の迷惑や被害の防止であり、そのために喫煙者のマナー、モラル意識の向上を図るべく、総合的な観点から路上喫煙対策を、推進してまいりたいと考えております。

【環境局 事業部 事業管理課】